

家畜飼養定期報告書の提出について

家畜を飼養している方は、家畜伝染病予防法の規定により、毎年2月1日時点での家畜の飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告することが義務付けられています。ペットとして飼養している場合も報告が必要です。

※家畜1頭・家さん1羽から報告が必要となっていますので、ご注意ください。

対象家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、イノシシ、ニワトリ、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ホロホロ鳥、だちょう

提出書類 1. 定期報告書(令和8年2月1日時点の家畜の基本情報)
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況の報告書(畜種ごとに記載)

提出期限 4月3日(金) 提出先必着

提出方法 郵送、FAX、窓口へ直接持参

提出先 ●沖縄県北部家畜保健衛生所
〒905-0012 名護市名護4606-4
TEL:0980-52-2939 FAX:0980-53-3311
●恩納村役場 農林水産課 農林係
〒904-0492 恩納村字恩納2451
TEL:966-1202 FAX:966-2265



お問い合わせ: 沖縄県北部家畜保健衛生所 ☎0980-52-2939

農業者の皆さん! 農業者年金で生活の安定を考えませんか?

農業者年金の6つのメリット

- 1. 女性に優しい(農業者なら広く加入できる)**
奥様も単独で入れます。家族経営協定で保険料の国庫補助もあり
- 2. 若年層(39歳までに加入)には手厚い政策支援(保険料補助)**
月額保険料1万円から4千円の国庫補助あり
- 3. 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金**
資産運用がマイナスになった場合でも、マイナス相当額を補填する仕組みあり
- 4. 保険料は自由に決められる(月額2万円~6万7千円)**
35歳未満で一定の要件を満たす方は、引下げ保険料額(月額1万円~1万9千円)を選択できます。
- 5. 終身年金 80歳前に亡くなった場合には死亡一時金あり**
- 6. 税制面で大きな優遇**
支払った保険料の全額(上限額:80万4千円/年)が、「社会保険料控除」の対象になります。



※1~6について、一定要件や受給要件等があり、ご希望に添えない場合もありますので、詳細は農業委員会へお問い合わせください。

農業者年金加入要件

年齢 20歳以上65歳未満 ※60歳以上65歳未満の加入は国民年金の任意加入被保険者に限る

農業従事 年間60日以上農業に従事(実績) ※経営主の家族・従事者等の方も加入可

国民年金 国民年金の第1号被保険者

詳細は農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp>

※年金額のシミュレーションが試算できます。

お問い合わせ: JAおきなわ恩納支店 ☎966-8103
恩納村農業委員会 ☎966-1204